

原子力委員会参与について（案）

令和4年9月13日
原子力委員会

原子力委員会参与（以下、「参与」という。）は、原子力委員会設置法施行令第二条に基づき原子力委員会に置かれ、原子力委員会の会務に参与させることができる」とされている。

以下2名について、原子力委員会参与に任命することとする。

畑澤 順 大阪大学 核物理研究センター 特任教授
／日本アイソトープ協会 専務理事

あおと かずみ
青砥 紀身 日本原子力研究開発機構 シニア・アドバイザー（元 理事）

（参考）

原子力委員会設置法施行令（昭和三十一年政令第四号）（抄）

最終改正：令和三年三月三十一日政令第一〇九号

内閣は、原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）第十六条の規定に基き、この政令を制定する。

（参与）

第二条 原子力委員会に、参与二十五人以内を置き、会務に参与させる。

- 2 参与は、学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 参与は、非常勤とする。
- 4 参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 参与は、再任されることができる。